

静岡大学設計・監理等業務委託契約細則

(趣旨)

第1条 静岡大学における施設整備事業に伴う設計業務委託、工事監理業務委託及び測量調査等請負業務の契約に係る事務処理については、静岡大学会計規程（平成16年4月1日制定）その他の規程・規則又はこれらに基づく特段の定めによるほか、この細則の定めるところによる。

(設計・監理に係る委託報酬額)

第2条 静岡大学が発注する請負工事設計及び監理業務の委託報酬額の算出は、「国立文教施設整備に係る設計及び監理業務委託報酬額の算出について」（文教施設企画部長通知21文科施第6071号平成21年5月15日）の規定を準用するものとする。

(設計業務委託契約基準)

第3条 設計業務に係る委託契約を結ぶ場合は、契約の履行について別記第1号の「設計業務委託契約基準」を内容とする契約を結ばなければならない。ただし、その一部についてこれにより難い特別の事情がある場合には、当該部分を除外し、もしくは必要な事項について契約を結ぶことができる。

(設計業務委託特記仕様書書式)

第4条 静岡大学が発注する設計業務委託における仕様書書式については、「設計業務委託特記仕様書の改定について」（文教施設企画部参事官通知21施参事第6号平成21年5月13日）の規定を準用するものとする。

(設計業務委託現場説明書書式)

第5条 静岡大学が発注する設計業務委託における現場説明書の書式については、「設計業務委託現場説明書書式について」（監理室長通知15施企第4号平成15年4月14日）の規定を準用するものとする。

なお、同規定中、「歳入歳出外現金出納官吏」及び「政府保管有価証券取扱主任官」をそれぞれ「出納命令役」、「契約担当官等」を「契約担当役」、「官職指名」を「役職指名」と読替えるものとする。

(測量調査等請負契約基準)

第6条 測量調査等業務に係る請負契約を結ぶ場合は、契約の履行について別記第2号の「測量調査等請負契約基準」を内容とする契約を結ばなければならない。ただし、その一部についてこれにより難い特別の事情がある場合には、当該部分を除外し、もしくは必要な事項について契約を結ぶことができる。

(共同設計方式の取扱い)

第7条 建設工事に係る設計業務を設計共同体に委託する場合の取扱いについては、「建設工事に係る設計業務の共同設計方式の取扱いについて」（文教施設部長通知文施指第175号平成11年3月31日）の規定を準用するものとする。

なお、同規定中、「契約担当官等」を「契約担当役」と読替えるものとする。

(工事監理業務委託契約基準)

第8条 工事監理業務に係る委託契約を結ぶ場合は、契約の履行について別記第3号の「工

事監理業務委託契約基準」を内容とする契約を結ばなければならない。ただし、その一部についてこれにより難い特別の事情がある場合には、当該部分を除外し、もしくは必要な事項について契約を結ぶことができる。

(工事監理業務委託現場説明書書式)

第9条 静岡大学が発注する工事監理業務委託における現場説明書の書式については、「工事監理業務委託現場説明書書式について」(契約情報室長通知19施企第39号平成20年3月31日)の規定を準用するものとする。

なお、同規定中、「歳入歳出外現金出納官吏」及び「政府保管有価証券取扱主任官」をそれぞれ「出納命令役」、「契約担当官等」を「契約担当役」、「官職指名」を「役職指名」と読替えるものとする。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成21年10月19日から施行する。
- 2 施行日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、平成22年3月5日から施行し、平成22年1月1日から適用する。

附 則

- 1 この細則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 施行日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 施行日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、平成23年6月1日から施行する。
- 2 施行日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、平成24年5月1日から施行する。
- 2 施行日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 施行日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 施行日前に締結した契約については、なお従前の例による。